議案第25号

大阪市建築物の環境配慮に関する条例等の一部を改正する条例案

(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例(平成24年大阪市条例第10号)の一部を次のように 改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げ	第2条 [同左]
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定め	
るところによる。	
[(1) • (2) 略]	[(1) • (2) 同左]

(3) 住宅部分 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律(平成27年法律 第53号。以下「建築物省エネ法」という。) 第11条第1項に規定する住宅部分をい う。

[(4)~(10) 略]

(特定建築主の環境配慮義務)

第6条の2 特定環境配慮建築物(建築物省 エネ法第18条第1号に掲げる建築物を除 く。以下この条において同じ。)に係る非住 宅部分の新築等(住宅部分の新築等と併せ てする非住宅部分の新築等を除く。)をしよ うとする者は、当該非住宅部分の床面積(建 築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律施行令(平成28年政令第8号)第4 条第1項に規定する床面積に限る。以下こ (3) 住宅部分 <u>建築物のエネルギー消費性</u> 能の向上に関する法律(平成27年法律第 53号。以下「建築物省エネ法」という。) 第11条第1項に規定する住宅部分をい う。

[(4)~(10) 同左]

(特定建築主の環境配慮義務)

第6条の2 特定環境配慮建築物(建築物省 エネ法第18条第1号に掲げる建築物を除 く。以下この条において同じ。)に係る非住 宅部分の新築等(住宅部分の新築等と併せ てする非住宅部分の新築等を除く。)をしよ うとする者は、当該非住宅部分の床面積(建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律施行令(平成28年政令第8号)第4条 第1項に規定する床面積に限る。以下この の条において同じ。)の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。

「(1)・(2) 略]

[2~6 略]

条において同じ。)の合計が2,000平方メートル以上である場合には、当該非住宅部分を次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める基準に適合させなければならない。

「(1)·(2) 同左]

[2~6 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

(大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部を改正する条例(平成29年大阪市条例第17号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則	附則
「1・2 略]	「1・2 同左]

3 前項に規定する新築等については、第1 条の規定による改正前の条例第6条の2第 1項の規定は、なお効力を有する。この場 合において、同項中「特定建築物で住宅以 外」とあるのは「特定環境配慮建築物(大 阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部 を改正する条例(平成29年大阪市条例第17 号)第1条の規定による改正後の大阪市建 築物の環境配慮に関する条例第2条第5号 に規定する特定環境配慮建築物をいう。以 下同じ。)で住宅以外」と、「特定建築物で 住宅の」とあるのは「特定環境配慮建築物 で住宅の」と、「について、」とあるのは 「について、建築物のエネルギー消費性能 の向上等に関する法律(平成27年法律第53

3 前項に規定する新築等については、第1 条の規定による改正前の条例第6条の2第 1項の規定は、なお効力を有する。この場 合において、同項中「特定建築物で住宅以 外」とあるのは「特定環境配慮建築物(大 阪市建築物の環境配慮に関する条例の一部 を改正する条例(平成29年大阪市条例第17 号)第1条の規定による改正後の大阪市建 築物の環境配慮に関する条例第2条第5号 に規定する特定環境配慮建築物をいう。以 下同じ。)で住宅以外」と、「特定建築物で 住宅の」とあるのは「特定環境配慮建築物 で住宅の」と、「について、」とあるのは 「について、建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律(平成27年法律第53号。

号。以下「建築物省エネ法」という。) 附則 第6条の規定による改正前の」と、「事項」 とあるのは「事項(当該特定環境配慮建築 物が建築物省エネ法第11条第1項の規定に より建築物エネルギー消費性能基準(建築 物省エネ法第2条第3号に規定する建築物 エネルギー消費性能基準をいう。) に適合さ せなければならない特定環境配慮建築物で ある場合には、当該特定環境配慮建築物の うち住宅の用途に供する部分にあっては省 エネルギー法第73条第1項に規定する判断 の基準となるべき事項とし、当該特定環境 配慮建築物のうち住宅以外の用途に供する 部分にあっては同項に規定する判断の基準 となるべき事項のうち建築物の外壁、窓等 を通しての熱の損失の防止に係る事項とす る。)」とする。

[4~6 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

以下「建築物省エネ法」という。) 附則第6 条の規定による改正前の」と、「事項」と あるのは「事項(当該特定環境配慮建築物 が建築物省エネ法第11条第1項の規定によ り建築物エネルギー消費性能基準(建築物 省エネ法第2条第3号に規定する建築物工 ネルギー消費性能基準をいう。) に適合させ なければならない特定環境配慮建築物であ る場合には、当該特定環境配慮建築物のう ち住宅の用途に供する部分にあっては省工 ネルギー法第73条第1項に規定する判断の 基準となるべき事項とし、当該特定環境配 **盧建築物のうち住宅以外の用途に供する部** 分にあっては同項に規定する判断の基準と なるべき事項のうち建築物の外壁、窓等を 通しての熱の損失の防止に係る事項とす る。)」とする。

[4~6 同左]